徳島県告示第三百九十号

認証した。 から認証の請求のあった地籍調査の成果については、 国土調査法(昭和二十六年法律第百八十号)第十九条第一項の規定に基づき、 同条第二項の規定により次のとおり 美馬市長

令和二年六月五日

徳島県知事

飯

泉

嘉

門

川 調査を行った者の名称美馬市に係る地籍調査

美馬市

二 調査を行った時期

平成二十八年度及び平成二十九年度

三 成果の名称

美馬市脇町字福堂、 字池ノ奥、 字新山の各一部 (福堂地区) の地籍図及び地籍簿

四 調査を行った地域

美馬市脇町字福堂、 字池ノ奥、 字新山の各一部 (福堂地区)

伍 認証年月日

2 一調査を行った者の名称

令和二年五月十三日

美馬市

(二)調査を行った時期

平成二十八年度及び平成二十九年度

三 成果の名称

美馬市穴吹町口山字田方及び古宮字新名の一部 (口山十八地区) の地籍図及び地

籍簿

四 調査を行った地域

美馬市穴吹町口山字田方及び古宮字新名の一部 (口山十八地区)

伍 認証年月日

令和二年五月十三日

3 川 調査を行った者の名称

美馬市

(二)調査を行った時期

平成二十八年度及び平成二十九年度

三 成果の名称

美馬市脇町字西大谷、 字下大滝、 字東大谷の各一部 (西大谷地区) の地籍図及び

地籍簿

四 調査を行った地域

美馬市脇町字西大谷、 字下大滝、 字東大谷の各一部 (西大谷地区)

田 認証年月日

令和二年五月十三日

一調査を行った者の名称

4

美馬市

(二)

平成二十八年度及び平成二十九年度調査を行った時期

 \equiv 成果の名称

美馬市穴吹町口山字宮内、 字知野、 字大内の各一部 (口山十九地区) の地籍図及

び地籍簿

(四) 調査を行った地域

美馬市穴吹町口山字宮内、 字知野、 字大内の各一部 (口山十九地区)

(五) 認証年月日

令和二年五月十三日